

機関番号：32627

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2010

課題番号：21720113

研究課題名（和文） フランスの自伝文学と法廷文化

研究課題名（英文） Autobiography and court culture of France

研究代表者

越 森彦（KOSHI MORIHIKO）

白百合女子大学・文学部・講師

研究者番号：30509071

研究成果の概要（和文）：

18世紀フランスの法廷書類（「訴訟趣意書」）を一次資料とすることで、スキャンダル・ジャーナリズムとの関係から、ジャン＝ジャック・ルソーにおける自伝的言説の成立過程およびその文体的特徴を明らかにすることを目的としている。初年次はフランスのパリ国立図書館において、次年次はスイスのヌシャテル市立図書館において、それぞれ『名高くも面白おかしい訴訟事件』と『我が肖像』の読解を行い、「公論」と自伝的言説の関係を分析した。

研究成果の概要（英文）：

This study examines the creation process of Jean-Jacques Rousseau's autobiographical discourses and the styles he used to write them, in relation to scandal journalism. The primary materials in the study are 18th century French litigation documents, *mémoire judiciaire*. I read *La Vie de Paris sous Louis XV devant les tribunaux* at the National Library of France in Paris in the first year and *Mon portrait* at the Neuchatel Municipal Library, Switzerland in the second year, analyzing the relationships between public opinions and autobiographical discourses.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,500,000	450,000	1,950,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：文学・ヨーロッパ文学（英文学を除く）

キーワード：仏文学

1. 研究開始当初の背景

1) 表象・再現としての「私」：フィリップ・ルジュンヌが「自伝契約」の概念を提唱したことは、ジャン＝ジャック・ルソーの自伝的

言説を「語る主体としての私」の忠実な表象・再現と捉えられる傾向を決定的なものにした。とりわけ、ルソーの代表的な自伝作品である『告白』においては、作者と語り手と主人公としてのルソーは完全な同一性を保

っていることが当然の前提であるかのように扱われてきた。

2) 「エートス」としての「私」: 「作家」という生身の存在とは別に、作品内にしか存在しないという意味で虚構の存在である「作者」がいる。この「作者」としてのルソーによって言説空間内に構築された「私」(je)のイメージは、アリストテレスが『弁論術』(Aristote, Rhétorique)において提示したレトリック上の概念である「エートス」(ethos)の一つの発展形態として位置づけることができる。ルソーのテキストにおいては、自己の姿を積極的に構築するといっても、それは、美化された自己の姿を読者に提示することを意味しない。なぜなら、「ロゴス」(logos)と「パトス」(pathos)に訴えるだけではなく、「論者を信頼に値する人物と判断させる」ようなイメージ(=エートス)を戦略的に創出することが問題になっているからである。逆に、自己を美化することは読者の信頼を損ねる結果にもなりかねない。私見によれば、このような観点から、ルソーの自己像をレトリックの伝統に積極的に位置づける研究はなされてこなかった。

3) 公論の積極的活用: 『エミール』を中心とする理論的著作においてルソーは、18世紀中葉から「国民の法廷」(tribunal de la nation)としてヴォルテールを初めとする啓蒙思想家たちによって称揚されていた「公論」(opinion publique)を厳しく批判した。「公共圏における批判的討論によって再生された真の見解」(ハーバーマス)であるどころか、ルソーにとって「公論」とは個人から思考の自主性を奪う支配的社会言説に他ならなかった。ゆえに、ハーバーマスやベーカーらの社会学者や歴史学者はルソーを18世紀において唯一公論を批判した例外的思想家として位置づけている。しかし、論理的著作において公論を虚偽の言説として弾劾する一方で、自伝作家としてのルソーは自己弁護のために公論を積極的に活用している。つまり、公論によって歪曲された自分自身のイメージを拒絶するのではなく、むしろ、それを積極的に自己の言説の中に取り入れていたように思われる。

公論の積極的活用に関して重要なのが、18世紀中葉から爆発的に出版数を伸ばした雑誌やパンフレットなどの定期刊行物である。例えば『メルキュール・フランス』やグリムの『文芸通信』では、ルソーの私生活と人柄についての批判的・中傷的な記事が多く見られる。そして、ルソーはこれらのスキャンダラスな記事を熟読したうえで自己の生涯を語っている。

ルソーについて語った当時の言説を広範囲に渡って収集整理したものとしては以下の研究がある。

- Raymond Trousson, *Jean-Jacques Rousseau jugé par ses contemporains. Du Discours sur les sciences et les arts aux Confessions*, Honoré Champion, 2000.

- Raymond Trousson (Textes réunis par), *Jean-Jacques Rousseau. Mémoire de la critique*, Presses de l'Université de Paris-Sorbonne, 2000.

上記の二冊は、18世紀の読者が作家としてのルソーについて抱いていたイメージを知るうえでたいへん貴重な資料である。

しかし、そこに提示されているのはあくまで原資料としてのデータにすぎない。実際、ルソーについて書かれた雑誌記事とルソーの作品自体との係わり合いは依然として不明なままである。自己像を構築するにあたって、ルソーが自分について語った当時の社会的言説をどのように活用したか。この問いに答えるための研究が必要である。

また、ルソーの自伝的ディスクールの源には雑誌記事以外にもう一つ別の種類の言説が存在する。その言説とは訴訟趣意書である。

訴訟趣意書とは、アンシャン・レジームの刑事裁判において弁護士が依頼人の言い分を書面にまとめた覚書のことである。17世紀後半に登場した頃の訴訟趣意書は法律家向けに書かれた法的議論の専門書であった。しかし、1750年頃から公論が「至高の判定者」(ヴォルテール)としての地位を確立して裁判の公開性が求められるようになる。それにつれて訴訟趣意書の語り口も変化していった。裁判官にのみ向けられた専門書から、公衆向けのメロドロマ的なお涙ちょうだいのや勸善懲悪的な教訓話に変わった。なかでも注目すべきは、後のルソーが自伝作品の中でそうするように、一人称によって語り手の正直な人柄をアピールする自伝的ディスクールが多用されるようになった点である。また、1770年代では発行部数が一万部をこえる例もあったという訴訟趣意書を、晩年はパリに住んでいたルソーが読んでいた可能性はかなり高いといえる。

ところが、このような文体的・歴史的重要性にも関わらず、訴訟趣意書はいまだ本格的な文学研究の対象になっていない。ただし、法学と歴史社会学の観点からは、以下の研究がなされている。

- Lise Lavoit, « Factums et mémoires d'avocats aux XVIIème et XVIIIème siècles », *Histoire Economie et Société*, t. 7, 1988.

- Sara Maza, *Private Lives and Public Affairs: The Cause Célèbres of Prerevolutionary France*, Berkeley, 1993. (仏訳あり)

- Sara Maza, « Le tribunal de la nation : les mémoires judiciaires et l'opinion

publique à la fin de l' Ancien Régime », *Annales Economies, Sociétés, Civilisations*, janvier-février 1987.
- 石井三記、『18 世紀フランスの法と正義』、名古屋大学出版会、1999 年。

2. 研究の目的

ルソーの自伝的言説を表象・再現の産物として捉えるのではなく、論理的著作においては批判の対象となっていた「公論」を具体的な言語的素材とすることによって構築された「エートス」（読者を説得するために作りあげられた自己像）として解釈する。

具体的には、以下の点を明らかにすることを研究の目的としている。

「自伝契約」によって保証されたかのように思われる作者と語り手と主人公の同一性を論争家としてのルソーは逆手にとっている。すなわち、ルソーは自己の過去を語る際に、そのときどきの論争の場において己の発言ができるだけ説得的なものになるように、実在の人物としての「作家」(écrivain)および署名を通じてその存在がかろうじて書物に刻印されているだけの「作者」(auteur)とは明らかにその性質を異にする「語り手」(narrateur)ないしは「話し手」(orateur)のイメージ(=エートス)を構築している。この意味において、『告白』を一つの頂点とするルソーの自伝的ディスクールを「語る主体としての私」(《 je 》 comme sujet parlant)は、生身の人間である「作者」の忠実な「表象」(représentation)ではない。むしろ、それは「作者」による「構築」(construction)の産物である。

3. 研究の方法

1) 自伝作品だけでなく、論理的著作においてもルソーは自己の生涯を断片的な形で語っている。それらを「自伝素」と名付け、網羅的に嫡出する。

具体的には、ルース・アモシー (Ruth Amossy) の提唱する「ディスクール中の論証」(l'argumentation dans le discours)に関する理論と「相互作用的アプローチ」(approche interactive)を手がかりにして、ルソーの諸作品(タイトルは後に詳述)と18世紀の訴訟趣意書をクロス・リーディングする。

「自伝素」の嫡出作業としては、最初に、ルソーが仲たがいした哲学者ヒュームに送った60頁以上にも及ぶ絶縁状(1766年7月10日付)を取り扱う。この手紙を分析した歴史家のグッドマンによれば、ヒュームとの確執が露呈した1766年から、ルソーは自己の正当性を主張するために自己の生涯を語り始めるようになったという。そして、その決

定的変化の要因として訴訟趣意書の爆発的増加をあげている。

しかし、自己の過去について語るという行為は、デビュー作『学問芸術論』(*Discours sur les sciences et les arts*, 1750)をめぐる論争の際に書かれた書簡形式の反駁文「グリムへの手紙」(1751年)や「スタニスラス王への手紙」(1752)といった初期作品にすでに見られる。つまり、『告白』が書かれるだいぶ前から、一般的には自伝作品とは見なされていない理論的著作や論争文において、すでに自伝的ディスクールが配置されていたと言える。

以上の点から、本研究のコーパスを次のように確定した。

- 『学問芸術論』およびその論争過程において書かれた反駁文

- 『人間不平等起源論』 (*Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les hommes*, 1755)

- 『ダランベールへの手紙』 (*Lettre à d'Alembert sur les spectacles*, 1757)

- 『エミール』 (*Emile*, 1760)

- 『社会契約論』 (*Du Contrat social*, 1760)

- 『新エロイズ』 (*La Nouvelle Héloïse*, 1761)

- 『ボーモンへの手紙』 (*Lettre à Christophe de Beaumont*, 1762)

- 『山からの手紙』 (*Lettres écrites de la montagne*, 1764)

なお、ルソーが自分自身の名において語ることはない書簡体小説『新エロイズ』もコーパスに収めたのは、本文以外の「註」の部分でルソーが「编者」として一人称で語っているからである。また、一人称によるテキストという意味では、当然のことながら、ルソーの書簡全体をも視野に納める必要がある。この点に関しては以下の文献を参照している。

- *Correspondance complète de Jean-Jacques Rousseau*, éd. R. A. Leigh, t. I-XIV, Genève, Institut et Musée Voltaire, 1965-1971 ; t. XV-LI, Oxford, The Voltaire Foundation, 1972-1995.

2) 18世紀フランスの法廷書類である訴訟趣意書における自伝的言説に固有のレトリックを分析して、ルソーの自伝作品に与えた影響について考察する。

訴訟趣意書は初めのうちは法廷の関係者に配布するため、限られた部数だけ印刷されていた。しかし、ルソーが『学問芸術論』で作家としてデビューした18世紀半ばころから、有名な訴訟事件となると、この訴訟趣意書の購入を希望する読者が増えて需要が急激に高まったため、訴訟趣意書の発行部数は三千部から六千部、最大で二万部に及んだ。18世

紀フランスにおける書物の印刷部数が通常五百から三千であったことを考えると量的にも例外的な書物であったことが分かる。

このスキャンダル・ジャーナリズムの誕生とフランスにおける自伝文学の誕生との関係を考察するために、フランス国立図書館に赴き、パリ史学の泰斗アルフレッド・フランクリンが18世紀の訴訟趣意書をまとめた『名高くも面白おかしい訴訟事件』(Causes amusantes et connues, 1769 全二巻)を読む必要がある。また、本書が1769年にパリで出版されたという歴史的事実にも着目している。なぜなら、ルソーが『告白』を執筆していたのもまさに同時期のパリであったからである。フランクリンによれば、『名高くも面白おかしい訴訟事件』なる表題の判例集に載せられている事例のすべてが本当に「面白おかしい」わけではないらしい。しかし、本研究との関係において重要なのは、そのような話内容としての面白さ(だけ)ではない。本研究にとってより重要となるのは、「発話内容」(énoncé)ではなくて、「発話行為」(énonciation)である。訴訟趣意書はひとたびスキャンダル・ジャーナリズムとしての地位(ないしは機能)を確保すると、読者の好評を得るためにその語り口は一人称小説に近くなった。このようにして法曹界において発展した文体が、ルソー作品における自伝素の発生過程を跡付けさせるとすればヨーロッパの自伝文学の誕生に新たな光を当てることになるのではないか。

なお、当時の弁護士による自伝的ディスクールを知るうえでフランクリンの書物は必読であるが、そのごく一部が翻訳されている。- アルフレッド・フランクリン編著、北澤真木訳、『18世紀パリ市民の私生活 名高くも面白おかしい訴訟事件』、東京書籍、2001年。

4. 研究成果

・2009年度

日本では閲覧不可能な『名高くも面白おかしい訴訟事件』をパリ国立図書館において読解することができた。

・2010年度

スイス・ヌシャテル市立図書館において、ルソーの『我が肖像』の草稿を閲覧することができた。この作品は現在、プレイヤード版に収録されているが、その註には記されていないヴァリエーション(異文)を確認した。

・2009年度・2010年度を通じて

読解の手段としての言説分析および文体論の手法についての基本的な文献を収集・読解することができた。とりわけ、以下の図書には学ぶべきところが多かった。

- *Ethos et pathos. Le statu du sujet*

rhétorique, réunis et présentés par F. Cornilliat et R. Lockwood, Honoré Champion, 2000.

読者を説得するためのレトリック的手段としての「私」を分析するためには、エートスに着目するだけでは不十分であり、そのエートスを受け取る側にかかる作用を及ぼすか、つまり、パトスの分析もしなければならない。

また、エートスにしる、パトスにしる、レトリックの問題を考えるためには、とりわけルソーのように古代ローマの作家から深い影響を受けている作家を研究するためには、ラテン文学を学ぶ必要がある。とくに重要なのは、ローマ人が独自に発達させた自負する文学形式である「サトゥラ」であり、その輝かしい歴史の追尾を飾った作家ユウェナーリスである。代表作の『諷刺詩』はルソーの作品にも引用されている。この作品を通読することによって、弁論家のように読者に訴えかける風刺作家の語り口の技法と読者に自作を提供する際の理由付けの仕方がルソーに影響を与えているのではないかという新たな仮説を得ることができた。

・研究発表

ルソーの論理的著作におけるエートスのもつ重要性を指摘するために、中央大学主催の「ルソーと近代」公開研究会において発表した。(2010年3月27日。発表タイトル:ルソーのエートス 『学問芸術論』を中心にして)

・今後の研究予定

「発話内容」だけでなく、「発話行為」の仕方に着目しながらルソーの自伝的言説の研究を続け、その成果を大学紀要の論文にまとめる予定である。具体的には、『孤独な散歩者の夢想』におけるエートスの成立過程についての考察をまとめたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

越 森彦 (KOSHI MORIHIKO)

白百合女子大学・文学部・講師

研究者番号: 30509071

(2) 研究分担者

該当なし

(3) 連携研究者

該当なし